

告 示

埼玉県告示第二百五十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款、役員名簿並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十九年二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十九年二月九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人きの子舎

三 代表者の氏名

村尾 俊明

四 主たる事務所の所在地

（変更前） 千葉県市川市市川一丁目二十三番二十六―五〇五号

（変更後） 埼玉県和光市新倉一丁目二十八番十一号

五 定款に記載された目的

（変更前） 障害を持つ人達とその家族が、生まれ育った地域の中で安心して老後の生活が営める生活基盤を整備するために、主として障害者自立支援法の共同生活介護・共同生活援助による最終生活を送る生活施設やその他の地域支援システムを、いろいろな形態で確保することを目的とする。また、この法人は、福祉施設等の福祉サービス第三者評価に関する事業を行い、福祉施設等を利用している者、或いは利用しようとする者にサービスの質や内容についてわかりやすい情報を提供し、各々に適合した質の高い福祉サービスの選択に寄与し、豊かな社会を実現することを目的とする。

（変更後） 障害を持つ人達とその家族が、生まれ育った地域の中で安心して生活が営める生活基盤を整備するために、主として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の共同生活援助（グループホーム）による最終生

活を送る生活施設やその他の地域支援システムを、いろいろな形態で確保することを目的とする。また、この法人は、福祉施設等を利用している者、或いは利用しようとする者にサービスの質や内容についてわかりやすい情報を提供し、各々に適合した質の高い福祉サービスの選択に寄与し、豊かな社会を実現することを目的とする。